

防衛省組織令等の一部を改正する政令案参照条文 目次

○	一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）	1
○	火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）	1
○	道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）	1
○	防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）	2
○	防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）（抄）	3
○	自衛隊法（昭和二十九年法律第六十五号）（抄）（防衛省設置法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十四号）による改正後のもの）	4
○	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）（抄）	7
○	電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）	7
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第一百十二号）（抄）	8
○	統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）	8
○	防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）	8
○	防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）	27
○	自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）（抄）	32
○	国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十一号）（抄）	40
○	電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）	41
○	国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）	41
○	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）	42

○ 一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）（抄）

（俸給の調整額）

第十条 人事院は、俸給月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の官職に比して著しく特殊な官職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、俸給月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 （略）

（本府省業務調整手当）

第十条の三 行政職俸給表(一)、専門行政職俸給表、税務職俸給表、公安職俸給表(二)又は研究職俸給表の適用を受ける職員（管理監督職員を除く。）が次に掲げる業務に従事する場合は、当該職員には、本府省業務調整手当を支給する。

一 （略）

二 内部部局以外の組織の業務であつて、前号に掲げる業務と同様な業務の特殊性及び困難性並びに職員の確保の困難性があると認められるものとして人事院規則で定めるもの

2・3 （略）

（特殊勤務手当）

第十三条 （略）

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、人事院規則で定める。

○ 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）（抄）

（係留船等の特則）

第五十条 係留船を火薬庫に使用する場合及び船舶に常用火薬類を貯蔵する場合には、第十一条、第十二条、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第十六条第二項、第三十五条の二及び第五十二条中「経済産業省令」とあるのは、「国土交通省令」と、「都道府県知事」とあるのは、「地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）」と読み替えるものとする。

2 （略）

○ 道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）（抄）

（定義）

第二条 （略）

2 この法律で「自動車」とは、原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具で軌条若しくは架線を用いないもの又はこれにより牽引^{けん}

して陸上を移動させることを目的として製作した用具であつて、次項に規定する原動機付自転車以外のものをいう。

3（略）

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）（抄）

第六条 （略）

2 別表第二の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の（一）欄の適用を受ける自衛官の俸給月額、同表に掲げる俸給月額のうち、その者の占める官職に応じて政令で定める号俸による額とする。

（俸給の調整額）

第十一条の二 一般職給与法第十条の規定は、事務官等の俸給月額について準用する。この場合において、同法同条第一項中「人事院は、俸給月額が」とあるのは「俸給月額が」と、「適正な調整額表を定める」とあるのは「政令で適正な調整額表を定める」と読み替えるものとする。

（俸給の特別調整額）

第十一条の三 管理又は監督の地位にある職員の官職のうち政令で指定するものについては、その特殊性に基き、俸給月額につき、政令で適正な特別調整額を定めることができる。

2 （略）

（地域手当等）

第十四条 （略）

2 一般職給与法第十条の三から第十条の五まで、第十一条の三から第十一条の八まで、第十一条の十から第十四条まで及び第十六条から第十九条の三までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「人事院規則」とあるのは「政令」と、一般職給与法第十条の第三項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二自衛官俸給表」と、「管理監督職員」とあるのは「同法第十一条の三第一項の政令で指定する官職を占める職員（以下「管理監督職員」という。）」と、同条第二項中「又は研究職俸給表」とあるのは「研究職俸給表又は自衛官俸給表」と、「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該職員の属する階級が陸将、海将又は空将であつてその者が同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄の適用を受ける場合にあつては同欄をいい、当該職員の属する階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつてはその者に適用される同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（一）欄、（二）欄又は（三）欄をいう。）に」と、一般職給与法第十一条の三第二項中「扶養手当」とあるのは「扶養手当並びに営外手当（防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条第一項に規定する自衛官に限る。以下同じ。）」と、一般職給与法第十一条の四、第十一条の六第一項及び第二項、第十一条の七第一項及び第二項並びに第十一条の八第一項中「及び扶養手当」とあるのは「扶養手当及び営外手当」と、一般職給与法第十一条の五中「及び指定職俸給表の適用を受ける職員（医療業務に従事する職員で人事院の定めるものに限る。）」とあるのは「指定職俸給表又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平

成十二年法律第二百二十五号) 第七条第一項の俸給表の適用を受ける職員(医療業務に従事する職員で防衛省令で定めるものに限る。)及び医師又は歯科医師である自衛官」と、一般職給与法第十一条の七第一項及び第二項並びに第十四条第一項中「人事院の定める」とあるのは「防衛省令で定める」と、同項中「人事院が指定する」とあるのは「防衛大臣が指定する」と、一般職給与法第十九条の三第一項中「以下「管理監督職員等」とあるのは「自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号) 第三十六条の二第一項又は第三十六条の六第一項第一号の規定により任期を定めて採用された職員を含む。以下「管理監督職員等」と、指定職俸給表」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定」と読み替えるものとする。

別表第二 (略)

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) (四) (略)

○ 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号) (抄)

(設置)

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

防衛監察本部

2 (略)

(幕僚監部)

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部(以下「幕僚監部」という。)は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 (略)

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十二條 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一 八 (略)

九 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十三條 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一 七 (略)

八 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

(幕僚監部の所掌事務の特例)

第二十四條 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二條の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

○ 自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)(抄)(防衛省設置法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十四号)による改正後のもの)

(定義)

第二條 (略)

2 この法律において「陸上自衛隊」とは、陸上幕僚監部並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

3 この法律において「海上自衛隊」とは、海上幕僚監部並びに統合幕僚長及び海上幕僚長の監督を受ける部隊及び機関を含むものとする。

4・5 (略)

(自衛隊の旗)

第四條 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、自衛隊旗又は自衛艦旗を自衛隊の部隊又は自衛艦に交付する。

2 (略)

(編成)

第二十一條の二 (略)

2 前項に定めるもののほか、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の防衛大臣直轄部隊(陸上総隊、方面隊、自衛艦隊、地方隊、教育航空集団、練習艦隊、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団及び航空開発実験集団を除く。)は、統合運用による円滑な任務遂行上一体的運営を図る必要がある場合

には、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として置くことができる。

3 (略)

(特別の部隊の編成)

第二十二条 (略)

2 防衛大臣は、第七十七条の四の規定による国民保護等派遣、第八十二条の規定による海上における警備行動、第八十二条の二の規定による海賊対処行動、第八十二条の三第一項の規定による弾道ミサイル等に対する破壊措置、第八十三条第二項の規定による災害派遣、第八十三条の二の規定による地震防災派遣、第八十三条の三の規定による原子力災害派遣、第八十四条の三第一項の規定による保護措置、訓練その他の事由により必要がある場合には、特別の部隊を臨時に編成し、又は所要の部隊をその隷属する指揮官以外の指揮官の一部指揮下に置くことができる。

3 (略)

(委任規定)

第二十三条 本章に定めるもののほか、自衛隊の部隊の組織、編成及び警備区域に関し必要な事項は、政令で定める。

(自衛官の定年及び定年による退職の特例)

第四十五条 自衛官（陸士長等、海士長等、空士長等及び第三十六条の二各項の規定により任期を定めて採用された自衛官を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、定年に達したときは、定年に達した日の翌日に退職する。

2 前項の定年は、勤務の性質に応じ、階級ごとに政令で定める。

3・4 (略)

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、次に掲げる事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号）第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

二 (略)

2 (略)

(防衛施設構築の措置)

第七十七条の二 防衛大臣は、事態が緊迫し、第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定による防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、同項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化

しておく必要があると認める地域（以下「展開予定地域」という。）があるときは、内閣総理大臣の承認を得た上、その範囲を定めて、自衛隊の部隊等に当該展開予定地域において陣地その他の防御のための施設（以下「防御施設」という。）を構築する措置を命ずることができる。

（要請による治安出動）

第八十一条 都道府県知事は、治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認める場合には、当該都道府県の都道府県公安委員会と協議の上、内閣総理大臣に対し、部隊等の出動を要請することができる。

2（略）

6 第一項及び第三項に規定する要請の手続は、政令で定める。

（防衛出動時における物資の収用等）

第三百三条 第七十六条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により自衛隊が出動を命ぜられ、当該自衛隊の行動に係る地域において自衛隊の任務遂行上必要があると認められる場合には、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、病院、診療所その他政令で定める施設（以下この条において「施設」という。）を管理し、土地、家屋若しくは物資（以下この条において「土地等」という。）を使用し、物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対してその取り扱う物資の保管を命じ、又はこれらの物資を収用することができる。ただし、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、防衛大臣又は政令で定める者は、都道府県知事に通知した上で、自らこれらの権限を行うことができる。

2 第七十六条第一項の規定により自衛隊が出動を命ぜられた場合においては、当該自衛隊の行動に係る地域以外の地域においても、都道府県知事は、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、自衛隊の任務遂行上特に必要があると認めるときは、防衛大臣が告示して定めた地域内に限り、施設の管理、土地等の使用若しくは物資の収用を行い、又は取扱物資の保管命令を発し、また、当該地域内にある医療、土木建築工事又は輸送を業とする者に対して、当該地域内においてこれらの者が現に従事している医療、土木建築工事又は輸送の業務と同種の業務で防衛大臣又は政令で定める者が指定したものに従事することを命ずることができる。

3（略）

（展開予定地域内の土地の使用等）

第三百三条の二 第七十七条の二の規定による措置を命ぜられた自衛隊の部隊等の任務遂行上必要があると認められるときは、都道府県知事は、展開予定地域内において、防衛大臣又は政令で定める者の要請に基づき、土地を使用することができる。

2（略）

（火薬類取締法の適用除外）

第一百六条 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四百十九号）の規定は、同法第五十七条の三の規定にかかわらず、第二条から第四条まで、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条から第十三条まで、第十四条第一項、第十五条、第二十条第二項、第二十七条の二、第二十八条、第三十条第一項、第三十一

条第一項、第三項及び第四項、第三十二条、第三十三条第一項及び第三項、第三十五条、第三十九条第一項、第四十六条第二項並びに第五十条の規定を除き、自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱については、適用しない。

2 自衛隊の行う火薬類の製造、貯蔵、運搬、消費その他の取扱についての火薬類取締法（前項の規定により適用を除外される規定を除く。）の適用については、政令で特例を定めることができる。

3 （略）

（船舶法等の適用除外）

第九号 船舶法（明治三十二年法律第四十六号）、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）及び小型船舶の登録等に関する法律（平成十三年法律第二百二号）の規定は、自衛隊の使用する船舶（水陸両用車両を含む。以下この条から第一百一十号までにおいて同じ。）については、適用しない。ただし、船舶安全法第二十八条の規定中危険及び気象の通報その他船舶航行上の危険防止に関する部分は、自衛隊の使用する船舶のうち政令で定める船舶については、適用があるものとする。

2 （略）

○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十二年法律第四百号）（抄）

1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第一百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。

2 3 4 （略）

○ 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 17 （略）

十八 電気工作物 発電、蓄電、変電、送電若しくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物（船舶、車両又は航空機に設置されるものその他の政令で定めるものを除く。）をいう。

2 3 4 （略）

○ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）（抄）

（警察官等による避難住民の誘導等）

第六十三条 前条第一項の場合において、市町村長は、避難住民を誘導するため必要があるときは、警察署長、海上保安部長等又は自衛隊法第七十六条第一項、第七十八条第一項若しくは第八十一条第二項の規定により出動を命ぜられた自衛隊の部隊等のうち国民の保護のための措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等若しくは同法第七十七条の四第一項の規定により派遣を命ぜられた自衛隊の部隊等（以下「出動等を命ぜられた自衛隊の部隊等」という。）の長（政令で定める自衛隊の部隊等の長に限る。）に対し、警察官、海上保安官又は自衛官（以下「警察官等」という。）による避難住民の誘導を行うよう要請することができる。この場合において、市町村長は、その旨を当該市町村の属する都道府県の知事に通知するものとする。

2・3 （略）

○ 統計法（平成十九年法律第五十三号）（抄）

（命令への委任）

第五十六条の二 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、命令で定める。

○ 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）（抄）

（二等陸佐、一等海佐又は一等空佐以上の自衛官に対する自衛官俸給表の適用範囲の区分）

第四条 （略）

2 自衛官俸給表の備考(二)の政令で定める者は、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部又は航空幕僚監部（次項において「幕僚監部」という。）の特に必要な事務を所掌する部の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛省令で定める官職を占める自衛官とする。

3 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、次の各号に定めるところによる。ただし、新たに一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である自衛官に採用された者にあつては、その者の有する知識経験を考慮して、防衛大臣の定めるところにより、当該各号に定める年数によらないことができる。

一 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の特に重要な事務を所掌する課の長その他これに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

二 自衛官俸給表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員にあつては、幕僚監部の課長、陸上自衛隊の方面総

監部の部の長、連隊の長又は群の長、海上自衛隊の地方総監部の部の長又は護衛隊の長、航空自衛隊の航空方面隊司令部の部の長又は飛行群の長その他これらに準ずる官職のうち、防衛大臣の定める官職を占め、かつ、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に定める額の俸給の支給を受けていた期間が二年以上である者

(指定職俸給表の適用を受ける事務官等の号俸等)

第六条の二十 法第六条第一項に規定する事務官等の号俸は、一般職給与法別表第十一の適用を受ける一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、防衛大臣が定める。

2 (略)

項	官 職	号 俸
一	統合幕僚長	八号俸
(略)	(略)	(略)
三	陸上総隊司令官 方面総監 自衛艦隊司令官 横須賀地方総監 佐世保地方総監 航空総隊司令官 航空支援集団司令官 航空教育集団司令官 情報本部長	五号俸
四	第四条第一項又は第二項の防衛省令で定める官職	一号俸から五号俸までの号俸のうち、官職ごとに防衛大臣が指定する号俸

備考 当分の間、この表の三の項又は四の項に掲げる官職のうち、防衛大臣が指定する官職に対応する号俸は、六号俸とする。
(俸給の調整額)

第八条の二 法第十一条の二の規定により俸給の調整を行う事務官等の官職は、別表第二の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の職員欄に掲げる事務官等の占める官職とする。

2 (略)

(俸給の特別調整額)

第八條の三 法第十一條の三第一項に規定する政令で指定する官職は、別表第三の上欄に掲げる組織の区分に応じそれぞれ同表の中欄に掲げる官職とする。

255 (略)

(本府省業務調整手当)

第八條の四 法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十條の三第一項第一号に規定する政令で定める国の行政組織の内部部局は本省の内部部局(地方協力局労務管理課を除く。)及び防衛装備庁の内部部局とし、同号に規定する政令で定める業務は一般職に属する国家公務員の例に準じて防衛大臣が定めるものとする。

2 (略)

3 法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十條の三第二項に規定する政令で定める相当すると認められる行政職俸給表(一)の職務の級は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている職務の級の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の中欄に定める行政職俸給表(一)の職務の級とする。

4 法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十條の三第二項に規定する政令で定める額は、事務官等にあつては一般職に属する国家公務員について定められている額の例によるものとし、自衛官にあつては別表第四の二の上欄に掲げる階級の区分のうちその者の属する階級の区分に応じ同表の下欄に定める額とする。

5 法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十條の三第三項に規定する政令で定める本府省業務調整手当の支給に關し必要な事項については、一般職に属する国家公務員の例による。

(特殊勤務手当)

第九條の八 法第十四條第二項において準用する一般職給与法第十三條第二項の特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲及び支給額は、別表第五に定めるとおりとする。

別表第二(第八條の二關係)

勤務箇所	職員	調整数
本省内部部局	防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)第二十八條第二号に掲げる事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)	一
防衛大学校	(1) 防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第十五條第二項に規定する教育訓練の課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四百條第七項第二号の規定により大学院の博士課程に相当する教育を行うものとして認められたもののうち、防衛大臣の定めるものに限る。)を担当する教授、准教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)	二

	防衛医科大学校	(3) 防衛省設置法第十五条第二項に規定する教育訓練の課程を担当する教授、准教授及び講師(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。(2)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教(防衛大臣の定める者に限る。)	一
	防衛医科大学校	(1) 防衛省設置法第十六条第二項に規定する教育訓練(臨床に関する教育訓練を除く。)の課程を担当する教授、准教授及び講師(防衛大臣の定める者に限る。)	二
(略)	(略)	(2) (1)の教育訓練の課程を受けている者の指導に常時従事する助教(防衛大臣の定める者に限る。)	一
陸上幕僚監部	防衛省組織令第九十九条第二号に掲げる事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)		(略)
海上幕僚監部	防衛省組織令第二百二十四条第三号に掲げる事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)		一
航空幕僚監部	防衛省組織令第二百五十三号第三号に掲げる事務に従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)		一
自衛隊サイバー防衛隊	(1) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が極めて高いものに従事することを本務とする職員(防衛大臣の定める者に限る。)		五
	(2) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が特に高いものに従事することを本務とする職員(1)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。)		四
	(3) 極めて高度の専門的な技術を活用して遂行することが必要とされる情報システムに関する業務で重要度及び困難度が高いもの又はこれと一体となつて行う情報システムに関する業務に従事することを本務とする職員(1)及び(2)に掲げる者を除くものとし、防衛大臣の定める者に限る。)		三
	(1) 結核患者を専ら入院させる病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させる病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手		三
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。)、看護師及び准看護師		
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師		
	(4) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第一項に		

別表第三（第八条の三関係）

別表第三（第八条の三関係）		
組織の区分	官 職	種 別
本省内部部局	官房長 局長 局次長 政策立案総括審議官 衛生監 施設監 報道官 公文書監理官 サイバーセキュリティ・情報化審議官 審議官	
防衛装備庁		

航空幕僚監部	海上幕僚監部	陸上幕僚監部	(略)	
科学技術官 課長 部長 航空幕僚副長	首席衛生官 首席會計監査官 首席法務官 監察官 課長 副部長 部長 海上幕僚副長	警務管理官 法務官 監察官 課長 部長 陸上幕僚副長	(略)	衛生官 服務管理官 提供施設計画官 施設整備官 建設制度官 訟務管理官 課長 参事官
一種	一種	一種	(略)	

陸上総隊司令部	幕僚長	首席衛生官	
方面総監部	幕僚長	首席法務官	
師団司令部	師団長 副師団長	幕僚長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
旅団司令部	旅団長	幕僚長	一種
	副旅団長	幕僚長	
自衛艦隊司令部	幕僚長	幕僚長	一種
護衛艦隊司令部	護衛艦隊司令官 幕僚長	幕僚長	一種
航空集団司令部	航空集団司令官 幕僚長	幕僚長	一種
潜水艦隊司令部	潜水艦隊司令官 幕僚長	幕僚長	一種
掃海隊群司令部	掃海隊群司令 幕僚長	幕僚長	一種
護衛隊群司令部	護衛隊群司令	幕僚長	一種
海上訓練指導隊群司令部	海上訓練指導隊群司令	幕僚長	一種
航空群司令部	航空群司令	幕僚長	一種
潜水隊群司令部	潜水隊群司令	幕僚長	一種
艦隊情報群司令部	艦隊情報群司令	幕僚長	一種
海洋業務・対潜支援群司令部	海洋業務・対潜支援群司令	幕僚長	一種
開発隊群司令部	開発隊群司令	幕僚長	一種

地方総監部	地方総監 幕僚長	一種
教育航空集団司令部	教育航空集団司令官 幕僚長	一種
教育航空群司令部	教育航空群司令 幕僚長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
練習艦隊司令部	練習艦隊司令官	一種
通信隊群司令部	通信隊群司令	一種
航空総隊司令部	航空総隊副司令官 幕僚長	一種
航空支援集団司令部	航空支援集団副司令官 幕僚長	一種
航空教育集団司令部	幕僚長	一種
航空開発実験集団司令部	航空開発実験集団司令官 幕僚長	一種
航空方面隊司令部	航空方面隊司令官 幕僚長	一種
航空団司令部	航空団司令 航空団副司令	一種
警戒航空団司令部	警戒航空団司令	二種
航空救難団司令部	航空救難団司令	一種
航空戦術教導団司令部	航空戦術教導団司令	一種
飛行教育団司令部	飛行教育団司令	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）
飛行開発実験団司令部	飛行開発実験団司令	一種
航空警戒管制団司令部	航空警戒管制団司令	一種
自衛隊情報保全隊本部	自衛隊情報保全隊司令	一種
自衛隊サイバー防衛隊本部	自衛隊サイバー防衛隊司令	一種

防衛技監 部長 装備官 審議官 参事官 プロジェクト管理総括官	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の学校	校長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）	一種
	陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の補給処	処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）	一種
	自衛隊地方協力本部	副処長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種又は二種）	
	教育訓練研究本部	地方協力本部長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	
	補給統制本部	教育訓練研究本部長		一種
	海上自衛隊及び航空自衛隊の補給本部	補給統制本部長		一種
	自衛隊体育学校	副本部長		一種
	自衛隊中央病院	校長		二種
	自衛隊地区病院	副校長		一種
	自衛隊中央病院	病院長	二種（防衛大臣の定める者にあつては、一種）	一種
	自衛隊地区病院	副院長	三種（防衛大臣の定める者にあつては、一種、二種又は四種）	
防衛監察本部	副監察監	副監察監		一種
防衛監察本部	課長	統括監察官		一種
地方防衛局	地方防衛局長	次長		一種

本省内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、自衛隊の部隊及び機関、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに防衛装備庁	防衛装備庁内部部局
防衛大臣の定める官職	革新技術戦略官 調達総括官 総務官 人事官 会計官 監察監査・評価官 装備開発官 艦船設計官 課長 事業計画官 事業監理官 装備技術官 技術計画官 技術振興官 原価管理官 需品調達官 武器調達官 電子音響調達官 艦船調達官 航空機調達官 輸入調達官
防衛大臣の定める種別	一種

備考 この表において「種別」とは、管理又は監督の地位にある職員が占める官職を当該管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高いものから順に一種から五種（自衛官にあつては、四種）までに区分したものをいう。

別表第五（第九条の八関係）

種類	支給される職員の範囲	支給額
爆発物取扱作業等手当	不発弾その他爆発のおそれのある物件を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員、特殊危険物質（サリン（メチルホスホノフルオリド酸イソプロピルをいう。以下同じ。）及びサリン以上の又はサリンに準ずる強い毒性を有する物質をいう。以下同じ。）を製造し、特殊危険物質若しくは特殊危険物質である疑いがある物質を取り扱い、若しくは特殊危険物質による被害の危険があると認められる区域内において行う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員又は放射性物質による汚染の除去その他の放射線による被ばくのおそれのある作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員	作業一日につき一万四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
航空作業手当	航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する職員（航空手当の支給を受ける者を除く。）	搭乗一日につき八千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、十五万三千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えないこととなつてはならない。
異常圧力内作業等手当	防衛大臣の定める特に危険な飛行を行う航空機に搭乗して防衛大臣の定める作業に従事する乗員及び落下傘隊員	搭乗一日につき三千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額。ただし、一月に支給する額は、五万二千二百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額を超えないこととなつてはならない。
低圧室内において防衛大臣の定める航空生理訓練、飛行		作業一回につき二千四百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定

適応検査又は装備品及び食糧その他の需品に関する研究開発を実施する職員	める額。ただし、一月に支給する額は、一万七千円を超えることとなつてはならない。
高圧室内又は再圧治療室内において高圧の下で防衛大臣の定める作業に従事する職員	作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、 気圧の区分に応じて次に定める額 気圧〇・二メガパスカルまで 二百十円 気圧〇・三メガパスカルまで 五百六十円 気圧〇・五メガパスカルまで 九百十円 気圧〇・七メガパスカルまで 千三百三十円 気圧〇・九メガパスカルまで 千八百三十円 気圧一・一メガパスカルまで 二千三百三十円 気圧一・三メガパスカルまで 三千円 気圧一・五メガパスカルまで 三千六百八十円 気圧二メガパスカルまで 四千三百五十円 気圧二・五メガパスカルまで 四千八百五十円 気圧三メガパスカルまで 五千三百五十円 気圧三・五メガパスカルまで 五千八百五十円 気圧四メガパスカルまで 六千三百五十円 気圧四・五メガパスカルまで 六千八百五十円 気圧四・五メガパスカルを超えるとき 七千三百五十円
潜水器具を着用し、又は潜水艦救難潜水装置若しくは潜水艦救難潜水艇に乗り組んで潜水して行う作業に従事する職員	次の作業の区分に応じて次に定める額 潜水器具を着用して行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき、潜水深度の区分に応じて次に定める額（特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものにあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額） 潜水深度二十メートルまで 三百十円 潜水深度三十メートルまで 七百八十円

	落下傘降下作業手当
潜水艦若しくはこれに装備する兵器について潜航して行う防衛大臣の定める試験若しくは検査に従事する職員又は潜水艦に乗り組んで防衛大臣の定める長期の潜航を行う海上自衛官	落下傘降下作業に従事する自衛官
潜水深度五十メートルまで 千四百円 潜水深度七十メートルまで 二千円 潜水深度九十メートルまで 二千八百円 潜水深度百十メートルまで 三千五百円 潜水深度百三十メートルまで 四千五百円 潜水深度百五十メートルまで 五千五百円 潜水深度二百メートルまで 六千五百円 潜水深度二百五十メートルまで 七千三百円 潜水深度三百メートルまで 八千円 潜水深度三百五十メートルまで 八千八百円 潜水深度四百メートルまで 九千六百円 潜水深度四百五十メートルまで 一万四百円 潜水深度四百五十メートルを超えるとき 一万千二百円 潜水艦救難潜水装置に乗り組んで行う作業 作業一日につき千四百円 潜水艦救難潜水艇に乗り組んで行う作業 作業を開始してから作業を終了するまでの時間一時間につき四千二百九十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	(略) 作業一回につき六千六百五十円(航空手当、落下傘隊員手当又は特殊作戦隊員手当の支給を受けない者にあつては、一万二千六百円)を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額(特に困難な作業で心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認めるものに

	駐留軍関係業務手当		駐留軍に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する 地方防衛局の職員（俸給の特別調整額の支給を受ける者 を除く。）	あつては、当該額にその百分の二十五に相当する額を超えない 範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）
	南極手当	南緯五十五度以南の区域において南極地域への輸送に關 する業務に従事する職員	業務一日につき四千百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定め る額	
	夜間看護等手当	自衛隊の病院若しくは診療所（診療所にあつては、防衛 大臣の定めるものに限る。）に勤務する助産師、看護師 若しくは准看護師のうち正規の勤務時間による勤務の一 部若しくは全部が深夜（午後十時後翌日の午前五時前の 間をいう。以下同じ。）において行われる看護等の業務 に従事するもの又は自衛隊の病院若しくは診療所に勤務 する医師、薬剤師、看護師その他の職員のうち防衛大臣 の定める職員で正規の勤務時間以外の時間において勤務 の時間帯その他に關し防衛大臣の定める特別な事情の下 で救急医療等の業務に従事するもの	勤務一回につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める 額 看護等の業務 次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 六千八百円（自 衛官である者にあつては、六千四百五十円） 勤務時間が深夜の一部を含む勤務で深夜における勤務時間が四 時間以上である場合 三千三百円（自衛官である者にあつては 、二千九百五十円） 深夜における勤務時間が二時間以上四時間未満である場合 二 千九百円（自衛官である者にあつては、二千五百五十円） 深夜における勤務時間が二時間未満である場合 二千円（自衛 官である者にあつては、千七百二十円） 救急医療等の業務 千六百二十円	
	除雪手当	自衛隊の施設に通ずる道路のうち防衛大臣の定める道路 において午後五時から翌日の午前六時までの間又は暴風 雪若しくは大雪に關する気象警報が発せられる場合に相 当するとして自衛隊の気象部隊による警告（以下「暴風 雪等に関する警告」という。）が発せられている間にお いて行う除雪車による除雪作業及びこれに伴う排雪等の 作業に従事する職員	作業一日につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める 額 暴風雪等に関する警告が発せられている間に作業を行う場合 四百五十円 その他の場合で午後五時から翌日の午前六時までの間に作業を 行う場合 三百円	

死体処理手当	災害派遣等手当
防衛大臣の定める施設に配置され当該施設における死体の処理作業に従事する職員（一般職給与法別表第一行政職俸給表の適用を受ける者に限る。）又は自衛隊法第八十三条若しくは第八十三条の三の規定により派遣されて行う死体の収容作業その他の死体を取り扱う作業で防衛大臣の定めるものに従事する職員（医療業務に従事することを本務とする医師又は看護等の業務に従事することを本務とする看護師若しくは准看護師である者にあつては、防衛大臣の定めるものに限る。）	災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害対策特別措置法（平成十一年法律第五十六号）に基づく原子力災害対策本部の設置に係る災害（以下「原子力災害」という。）その他の防衛大臣の定める大規模な災害（原子力災害のうち防衛大臣の定めるもの及び災害対策基本法第二十八条の二第一項の規定による緊急災害対策本部の設置に係る災害（以下「特定大規模災害」という。）を除く。）が発生した場合において、自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の搜索救助、水防活動、道路若しくは水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険若しくは困難等を伴う救援等の作業に引き続き二日以上従事するもの又は特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるものに従事するもの（引き続き二日以上従事する者を除く。以下「一日従事職員」という。）
作業一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	作業一日につき千六百二十円（災害対策基本法に基づく警戒区域及び原子力災害対策特別措置法に基づく緊急事態応急対策実施区域並びにこれらに準ずる危険な区域として防衛大臣の定めるものにおける作業並びに特に生命に著しい危険を伴う作業として防衛大臣の定めるもの（一日従事職員の作業を除く。）にあつては、三千二百四十円） 作業一日につき、次の作業の区分に応じてそれぞれ次に定める額

航空警戒対処等手当				第八十三条の三の規定により派遣された職員であつて、遭難者等の捜索救助、水防活動、道路又は水路の啓開その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う救援等の作業に従事するもの 災害対策基本法に基づく災害対策本部の設置に係る災害、原子力災害その他の防衛大臣の定める災害が発生した地方公共団体の区域に派遣され、関係行政機関その他の関係者との連絡調整の作業に従事する職員（自衛隊法第八十三条又は第八十三条の三の規定により派遣された職員を除く。） 自衛隊法第八十二条の三の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるべき旨を命ぜられた自衛隊の部隊の自衛官であつて防衛大臣の定める業務に従事するもの 防衛大臣の定める部隊に所属し、その部隊の所在する基地を離れて防衛大臣の定める期間を超えて行う航空警戒管制に関する業務に属する作業で防衛大臣の定めるものに従事する航空自衛官 防衛大臣の定める部隊に所属し、航空警戒管制に関する業務で防衛大臣の定めるものに従事する職員 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる業務であつて、航空警戒管制に関する業務その他の常時勤務を要する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員	原子力災害のうち防衛大臣の定めるものにおける作業 四万二千円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 特定大規模災害における作業 六千四百八十円を超えない範囲内で防衛大臣の定める額 作業一日につき千六百二十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
航空管制手当	防衛大臣の定める部隊に所属し、進入管制業務、飛行場管制業務その他の航空機の管制に関する業務で防衛大臣			業務一日につき千五百六十円	業務一日につき千六百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
夜間特殊業務手当				業務一日につき千六百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額 勤務一回につき、次の場合の区分に応じてそれぞれ次に定める額 勤務時間が深夜の全部を含む勤務である場合 千百円 勤務時間が深夜の一部を含む勤務である場合 七百三十円（深夜における勤務時間が二時間に満たない場合にあつては、四百十円）	業務一日につき七百七十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

国際緊急援助等手当		海上警備等手当	
の定めるものに従事する自衛官（防衛大臣の定めるところにより、当該業務を行うのに必要な技能を有すると認定された者に限る。）	自衛隊法第八十四条の五第二項第三号の規定に基づき、国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）の規定に基づく国際緊急援助隊の活動が行われる海外の地域において同法第三条第二項各号に掲げる活動として行われる業務に従事する職員	自衛隊法第八十四条の四の規定に基づき、海外の地域において邦人等の輸送に関する業務に従事する職員	自衛隊法第八十四条の三の規定に基づき、海外の地域において邦人等の保護措置に関する業務のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員
業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が心身に著しい負担を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十（現地の治安の状況等により当該業務が心身に著しい緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、百分の百）に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額）	業務一日につき七千五百円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあっては当該額にその百分の五十に相当する額を超えない範囲内で防衛大臣の定める額を加算した額、当該業務（自衛隊法第八十四条の四第三項に規定する車両により行う輸送に関するものに限る。）が極めて困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあっては当該額にその百分の百に相当する額を加算した額）	業務一日につき一万五千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	業務一日につき七千七百円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあっては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額	海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下「に従事する乗員」）に従事する乗員	海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下「に従事する乗員」）に従事する乗員	海賊対処法第七条第一項の規定により海上において海賊行為（海賊対処法第二条に規定する海賊行為をいう。以下「に従事する乗員」）に従事する乗員

下この表において同じ。）に対処するため必要な行動をとることを命ぜられた自衛隊の部隊の職員であつて、海外の地域において行う業務（公海（海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。）において行われる海賊行為に対処するためのものに限り、海賊対処立入検査業務（海賊対処法第八条第一項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務をいう。以下この表において同じ。）を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事するもの	
自衛隊法第九十三条第二項において準用する海上保安庁法第十七条第一項の規定による立入検査に関する業務（特別警備業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）若しくは海賊対処立入検査業務（特別海賊対処業務及び特別警備隊員輸送業務を除く。）のうち防衛大臣の定めるものに従事する職員又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第四百四十五号）の規定に基づく船舶検査活動のうち、船舶に乗船しての検査、確認の業務に従事する職員	業務一日につき二千円（当該業務が特に困難な作業で心身に著しい負担及び緊張を与えると防衛大臣が認める場合にあつては、当該額にその百分の五十に相当する額を加算した額）
自衛艦に乗り組んで行う我が国の防衛に資する情報の収集のための活動であつて、その困難性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する乗組員	業務一日につき千六百五十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額
自衛隊法第八十二条の規定による行動をとることの要否に係る判断又は当該行動をとることとなつた場合におけるその円滑な遂行に必要な情報の収集のための活動（海外の海域における日本船舶（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条に規定する日本船舶をいう。）その他の我が国に關係する船舶の航行の安全の確保に關し	業務一日につき四千円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額

							、政府が行う取組の一環として、海外の地域において行うものに限る。）であつて、その困難性その他の特殊性を考慮して防衛大臣の定めるものに従事する職員
	分べん取扱手当	防衛大臣の定める分べんの取扱いに従事する医師（防衛大臣の定める者に限る。）	取扱い一件につき一万円				
	感染症看護等手当	自衛隊の病院において専ら感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第二項若しくは第三項に定める感染症又はこれらに相当するものとして防衛大臣が認める感染症の患者を入院させる病棟に配置されて看護等の業務に従事する看護師又は准看護師（俸給の調整額の支給を受ける者を除く。）	業務一日につき二百九十円				
	救急救命処置手当	医師が乗り組んでいない艦船（診療室その他の医療が行われる設備を有するものを除く。）又は航空機において、救急救命士法（平成三年法律第三十六号）第二条第一項に規定する救急救命処置を行う業務に従事する救急救命士又は当該救急救命処置の補助を行う業務に従事する准看護師	業務一日につき、次の業務の区分に応じてそれぞれ次に定める額 救急救命処置を行う業務 二千元 救急救命処置の補助を行う業務 千円				
	特殊過重勤務手当	自衛隊法第六章に規定する行動又はこれに準ずる活動として防衛大臣が定めるものに際して、遭難者等の搜索救助その他の防衛大臣の定める危険又は困難等を伴う作業（一日の作業時間が十二時間以上であるものに限る。）に引き続き七日以上従事する自衛官	作業一日につき三千二百四十円				
	レンジャー作業手当	レンジャーの教育訓練その他の特に困難又は危険が伴う業務に関する訓練課程（防衛大臣の定めるものに限る。）において防衛大臣の定める作業に従事する陸上自衛官	作業一日につき四千二百六十円を超えない範囲内で、防衛大臣の定める額				
備考							
一	異常圧力内作業等手当に係る作業時間数を計算するに当たつては、一の給与期間の作業時間数をこの表に規定する潜水深度の区分又は気圧の						

○ 防衛省組織令（昭和二十九年政令第七十八号）（抄）

（総務課）

第五十八条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 幕僚長の官印及び幕僚監部印の保管に関する事。
- 二 公文書の接受、發送、編集及び保存に関する事。
- 三 文書の審査（首席法務官の所掌に属するものを除く。）及び進達に関する事。
- 四 幕僚長、幕僚副長及び総括官の庶務に関する事。
- 五 （略）
- 六 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の方式、業務計画の作成、実施及び実施の検討の手續並びに業務計画の実施の検討に関する事。
- 七 幕僚監部の所掌事務に係る隊務の能率的運営の調査及び研究並びに隊務の運営の改善に関する事。
- 八 幕僚監部の所掌事務に関する統計に関する事。
- 九 報告統制に関する事。
- 十 幕僚監部の所掌事務に関する監察に関する事。
- 十一 幕僚監部の所掌事務に関する渉外に関する事。
- 十二 幕僚監部の所掌に係る経費及び収入の予算、決算及び会計に関する事。
- 十三 幕僚監部の会計の監査に関する事。

区分ごとに合計し、その潜水深度の区分又は気圧の区分ごとの合計作業時間数に十分未満の端数があるときは、十分に切り上げるものとする。

二 爆発物取扱作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定める作業に限る。）又は航空管制手当を支給される業務に従事した時間が一日について四時間に満たない場合におけるこれらの手当の額は、この表に規定する支給額の百分の六十に相当する額とする。

三 職員が同一の日において災害派遣等手当を支給される作業及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

四 職員が同一の日において海上警備等手当を支給される業務（防衛大臣の定めるものに限る。）及び爆発物取扱作業等手当又は異常圧力内作業等手当を支給される作業（防衛大臣の定めるものを除く。）に従事した場合には、これらの業務及び作業に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

五 職員が同一の日において特殊過重勤務手当を支給される作業及び災害派遣等手当を支給される作業又は国際緊急援助等手当を支給される業務に従事した場合には、これらの作業及び業務に従事した者に対するこれらの手当の支給額のうち最も高い額の手当を支給する。

十四 物品及び役務の調達に関する契約に関すること。

十五 幕僚監部の秘密の保全に関すること。

十六 部内の事務の総括に関すること。

十七 前各号に掲げるもののほか、幕僚監部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(人事教育課)

第五十八条の二 人事教育課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な職員の人事及び補充の計画に関すること。

二 五 (略)

六 行動の計画に関し必要な教育訓練の計画(運用第三課の所掌に属するものを除く。)に関すること。

七 十 (略)

(運用第一課)

第六十条 運用第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 四 (略)

五 前三号の行動の計画に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関すること。

六 七 (略)

(運用第二課)

第六十一条 運用第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号の行動の計画に関し必要な編成、装備及び配置の計画に関すること。

三 (略)

(運用第三課)

第六十二条 運用第三課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 行動の計画に関し必要な部隊の訓練、その検閲及び演習の計画に関すること。

二 (略)

(防衛課)

第六十四条 防衛課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 部内の事務の総括に関すること。

(計画課)

第六十五条 計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画（中長期的な防衛力の整備に係るものに限る。）の総合調整に関すること。

二 四 (略)

五 幕僚監部の所掌事務に関する業務計画の作成及びその実施の調整に関すること。

六 幕僚監部の組織及び定員に関すること。

(指揮通信システム企画課)

第六十七条 指揮通信システム企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二 (略)

三 部内の事務の総括に関すること。

(部長、副部長及び課長)

第六十九条 部に部長を、課に課長を置く。

2 (略)

3 前二項の職員は、自衛官をもつて充てる。

4 部長は、幕僚長の命を受け、部務を掌理する。

5 副部長は、部長を助け、部長に事故があるとき、又は部長が欠けたときは、その職務を行う。

6 課長は、部長の命を受け、課務を掌理する。

(運用支援課)

第八十七条 運用支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 航空機の運航に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。

三 航空管制に関すること。

四 部内の事務の総括に関すること。

(装備計画課)

第九十三条 装備計画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、陸上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関する事

三 第一号に掲げるもののほか、陸上装備品等及び陸上装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関する事

四 輸送に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

五 輸送に関する技術指導に関する事

六 陸上装備品等の調達、補給、保管及び整備、輸送並びに施設に関する業務を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関する事

七 食糧その他の需品(衛生資材を除く。以下この条において同じ。)の補給、保管及び整備に関する事(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)

八 需品及び需品に関する役務の調達(統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)及び防衛装備庁に対する調達要求に関する事

九 職員の給養に関する事

十 需品の取扱いに関する技術指導に関する事

十一 部内の事務の総括に関する事

(運用支援課)

第二百二十一条 運用支援課は、次に掲げる事務(第二号、第三号及び第六号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)をつかさどる。

一 (略)

二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関する事

三 航空機の運航に関する事

四 航空管制に関する事

五 気象及び海洋業務に関する事

六 自衛隊法第百条の四に規定する南極地域における科学的調査についての協力に関する事

(装備需品課)

第二百二十七条 装備需品課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

- 二 前号に掲げるもののほか、海上装備品等の補給、保管及び整備の計画の総合調整に関すること。
- 三 海上装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関の業務の総合運営に関すること。
- 四 海上装備品等の補給及び保管に関すること（統合幕僚監部、施設課、艦船・武器課及び航空機課の所掌に属するものを除く。）。
- 五 食糧その他の需品及び車両（以下この条及び第二百二十九条第五号において「需品等」という。）の整備に関すること（統合幕僚監部及び首席衛生官の所掌に属するものを除く。）。
- 六 需品等、教育訓練用器材、施設器材及び港用品並びにこれらに関する役務の調達計画（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）及び防衛装備庁に対する調達要求に関すること。
- 七 輸送に関すること（統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）。
- 八 職員の給養に関すること。
- 九 海上装備品等の取扱いに関する技術指導の調整に関すること。
- 十 需品等の取扱いに関する技術指導に関すること。
- 十一 物品及び行政財産となるべき物件の検収に関すること。
- 十二 部内の事務の総括に関すること。

（運用支援課）

第二百五十二条 運用支援課は、次に掲げる事務（第二号及び第三号に掲げる事務にあつては、統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一 (略)

- 二 部隊の訓練、その検閲及び演習に関すること。
- 三 航空機の運航に関すること。
- 四 航空管制に関すること。
- 五 航空気象に関すること。
- 六 航空機の運航、航空管制及び航空気象に関する技術指導に関すること。
- 七 部内の事務の総括に関すること。

（装備課）

第二百五十五条 装備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 (略)

二 前号に掲げるもののほか、航空装備品等の補給、保管及び整備の計画並びに輸送の計画の総合調整に関する事。

三 第一号に掲げるもののほか、航空装備品等及び航空装備品等に関する役務の調達計画の総合調整及び防衛装備庁に対する調達要求の総合調整に関する事。

四 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備を任務とする部隊及び機関に関する事。

五 航空装備品等の調達、補給、保管及び整備に関する業務並びに輸送に関する業務の研究改善に関する事。

六 部内の事務の総括に関する事。

○ 自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)(抄)

目次

第一章 総則

第一節 自衛隊から除かれる機関等(第一条)

第二節 自衛隊の旗(第一条の二)

第三節 表彰(第一条の三―第五条)

第二章 (略)

第一節 陸上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成(第六条―第十三条)

第二款 警備区域(第十四条)

第二節 海上自衛隊の部隊

第一款 組織及び編成(第十五条―第二十六条)

第二款 警備区域(第二十七条)

第三節 航空自衛隊の部隊(第二十八条―第三十条の十五)

第四節 (略)

第五節 補職の特例及び委任規定(第三十一条・第三十二条)

第三章 機関

第一節 学校(第三十三条―第三十八条の四)

第二節 補給処(第三十九条―第四十三条)

第三節 病院（第四十四条―第四十七条）

第四節 地方協力本部（第四十八条―第四十八条の三）

第五節 教育訓練研究本部（第四十八条の四）

第六節 補給統制本部（第四十八条の五・第四十八条の六）

第七節 補給本部（第四十八条の七―第四十八条の九）

第八節 委任規定（第四十九条）

第四章 駐屯地及び駐屯地司令並びに基地及び基地司令（第五十条―第五十一条の四）

第五章 隊員

第一節 通則（第五十一条の五―第五十三条）

第二節 任免、分限等（第五十三条の二―第六十四条）

第三節 審査請求（第六十五条―第八十五条）

第四節 政治的目的及び政治的行為（第八十六条・第八十七条）

第五節 退職管理（第八十七条の二―第八十七条の三十六）

第六節 予備自衛官

第一款 招集（第八十八条―第九十七条）

第二款 予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第九十七条の二―第九十七条の六）

第三款 届出等（第九十八条―第一百条）

第七節 即応予備自衛官

第一款 招集（第一百条の二―第一百条の六）

第二款 即応予備自衛官である者の使用者に対する給付金（第一百条の七）

第三款 届出等（第一百条の八）

第八節 予備自衛官補

第一款 招集（第一百条の九―第一百条の十三）

第二款 届出等（第一百条の十四）

第六章 自衛隊の行動及び権限

第一節 海上保安庁に対する指揮（第一百三十三条）

第二節 治安出動及び災害派遣の要請手続等（第一百四十四条―第一百八条の二）

第三節 防衛出動時の緊急通行による損失の補償の申請（第百八条の三）

第四節 警務官等の権限等（第百九条―第百十三条）

第七章 雑則（第百十四条―第百六十二条）

附則

（自衛隊旗を交付する自衛隊の部隊等）

第一条の二 （略）

2 自衛隊旗及び自衛艦旗の制式は、別表第一のとおりとする。

（航空警戒管制団）

第三十条の十三 航空警戒管制団は、航空警戒管制団司令部及び防空管制群一、基地業務群一その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。ただし、防衛大臣は、必要があると認めるときは、これらの部隊以外の部隊を編成に加え、又は航空警戒管制団司令部以外の部隊の数を増加し、若しくは航空警戒管制団司令部以外の部隊の一部を編成に加えないことができる。

（自衛隊情報保全隊）

第三十条の十六 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊情報保全隊を置く。

2 自衛隊情報保全隊は、自衛隊情報保全隊本部及び中央情報保全隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（自衛隊情報保全隊司令）

第三十条の十七 自衛隊情報保全隊の長は、自衛隊情報保全隊司令とする。

2 自衛隊情報保全隊司令は、陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる。

（自衛隊サイバー防衛隊）

第三十条の十八 陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の共同の部隊として、自衛隊サイバー防衛隊を置く。

2 自衛隊サイバー防衛隊は、自衛隊サイバー防衛隊本部及びネットワーク運用隊その他防衛大臣の定める部隊をもつて編成する。

（自衛隊サイバー防衛隊司令）

第三十条の十九 自衛隊サイバー防衛隊の長は、自衛隊サイバー防衛隊司令とする。

2 自衛隊サイバー防衛隊司令は、陸将補、海将補又は空将補をもつて充てる。

（支処又は出張所）

第四十二条 防衛大臣は、補給処の処務の一部を分掌させるため、支処又は出張所を置くことができる。

2 （略）

（治安出動の要請手続）

第四百四条 (略)

2 前項の出動の要請は、文書をもつてするものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合には、口頭又は電信若しくは電話によることができる。

3 前項ただし書の場合においては、事後においてすみやかに、文書を提出するものとする。

4 第一項の出動の要請においては、次の事項を明らかにするものとする。

一 出動を要請する事由

二 都道府県知事の出動の要請に対する当該都道府県の都道府県公安委員会の意見

三 その他参考となるべき事項

5 法第八十一条第三項の規定により都道府県知事が内閣総理大臣に対して部隊等の撤収を要請しようとする場合には、もよりの駐屯地司令等又は出動している部隊等の指揮官を経由して、これをするものとする。第二項の規定は、この場合について準用する。

(物資の収用等の要請を行うことができる者等の範囲)

第二百二十七条 法第百三条第一項本文及びただし書並びに第二項に規定する政令で定める者は、法第七十六条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定により防衛出動を命ぜられている者のうち、次に掲げるものとする。

一 陸上総隊司令官

二 方面総監

三 師団長

四 旅団長

五 自衛艦隊司令官

六 航空集団司令官

七 地方総監

八 航空総隊司令官

九 航空支援集団司令官

十 航空方面隊司令官

十一 補給統制本部長

十二 補給本部長

(火薬類取締法の適用の特例)

第四百四十五条 (略)

規 定		読み替えられる字句	
第三条及び第四条	許可	経済産業大臣又は都道府県知事	承認
第七条	第三条又は第五条の許可		第三条の承認
	第三条の許可の申請については左の各号に適合し、第五条の許可の申請については第三号及び第四号に適合していると認めるときでなければ、許可	左の各号に適合していると認めるときでなければ、承認	
	許可	承認	
	届け出	通知し	
	許可	承認	
	都道府県知事	経済産業大臣	
	都道府県知事の許可	経済産業大臣の承認	
	都道府県知事に届け出	経済産業大臣に通知し	
	都道府県知事	経済産業大臣	
	許可	承認	
第十二条第三項	都道府県知事	経済産業大臣	
第十二条第二項	都道府県知事に届け出	経済産業大臣に通知し	
第十二条第一項	都道府県知事の許可	経済産業大臣の承認	
第十一条第三項	都道府県知事	経済産業大臣	
第十条第三項	許可	承認	
第十条第二項	届け出	通知し	
第十条第一項	許可	承認	
第十二条の二第二項	都道府県知事の許可	経済産業大臣の承認	
	届け出	通知し	
	都道府県知事	経済産業大臣	
	都道府県知事の許可又は第十二条第一項の許可（変更に係るものを除く。）	第三条の承認	
	火薬類の製造施設の設置又は火薬庫の設置若しくは移転	火薬類の製造施設の設置	
第十五条第一項	製造施設又は火薬庫	製造施設	
	経済産業大臣又は都道府県知事	経済産業大臣	
	第七条第一号又は第十二条第三項	第七条第一号	
	届け出	通知し	

第十五条第二項	第十条第一項の許可又は第十二条第一項の許可（変更に係るものに限る。）										第十条第一項の承認	
	火薬類の製造施設の位置、構造若しくは設備の変更又は火薬庫の構造若しくは設備の変更										火薬類の製造施設の位置、構造又は設備の変更	
	製造施設又は火薬庫										製造施設	
	経済産業大臣又は都道府県知事										経済産業大臣	
	第七条第一号又は第十二条第三項										第七条第一号	
	届け出										通知し	
	経済産業大臣又は都道府県知事										経済産業大臣	
	経済産業大臣、都道府県知事又は指定完成検査機関										経済産業大臣又は指定完成検査機関	
	認可										承認	
	届け出										通知し	
	認可										承認	
	製造保安責任者又は取扱保安責任者										製造保安責任者	
	製造又は貯蔵若しくは消費										製造	
	製造副保安責任者又は取扱副保安責任者										製造副保安責任者	
第三十二条第二項	製造保安責任者又は取扱保安責任者										製造保安責任者	
	製造保安責任者若しくは製造副保安責任者又は取扱保安責任者若しくは取扱副保安責任者										製造保安責任者又は製造副保安責任者	
	製造保安責任者又は取扱保安責任者										製造保安責任者	
	製造副保安責任者又は取扱副保安責任者										製造副保安責任者	
第三十二条第三項	製造保安責任者又は取扱保安責任者										製造保安責任者	
	製造業若しくは火薬庫の所有者若しくは占有者										製造業者	
第三十二条第四項	火薬類の爆発若しくは発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定める										火薬類の爆発又は発火の危険がある製造施設であつて経済産業省令で定める	

別表第四（第二十七条関係）				別表第三（第二十二條関係）																			
部	隊	名	称	責任	部	隊	区																
基地隊の名称				その所属する地方				基地隊															
												（略）											
																（略）							
																				（略）			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（略）																			
（略）				（																			

一等陸佐	空 海 陸 将 将 将 補 補 補	空 海 陸 将 将 将	階 級	年 齢	三等陸尉	二 二 二 等 等 等 空 海 陸 尉 尉 尉	五 十 六 年	五 十 六 年	三等陸曹	二 二 二 等 等 等 空 海 陸 曹 曹 曹	五 十 五 年	五 十 六 年	年 齢
	六 十 年	六 十 年	年 齢	階 級		一 一 一 等 等 等 空 海 陸 尉 尉 尉	五 十 六 年	五 十 六 年		一 一 一 等 等 等 空 海 陸 曹 曹 曹	五 十 五 年	五 十 六 年	年 齢
	六 十 年	六 十 年	年 齢	階 級		一 一 一 等 等 等 空 海 陸 尉 尉 尉	五 十 六 年	五 十 六 年		一 一 一 等 等 等 空 海 陸 曹 曹 曹	五 十 五 年	五 十 六 年	年 齢

備考 警備区域のうち、陸地に属する部分は、海上自衛隊の行動に必要な限度において、それぞれ警備区域の区域であるものとする。

舞鶴地方隊	舞鶴警備区	舞鶴地方隊	（略）	（略）	（略）
佐世保地方隊	佐世保警備区	佐世保地方隊	（略）	（略）	（略）
呉地方隊	呉警備区	呉地方隊	（略）	（略）	（略）

東京都（沖の鳥島に限る。）、大阪府、兵庫県（豊岡市及び美方郡を除く。）、奈良県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県及び沖縄県の区域並びに島根県と山口県の境界線が海岸線と交わる点から三百十五度に引いた線及び宇部市と山口市の境界線が海岸線と交わる点と福岡県と大分県の境界線が海岸線と交わる点から百七十度に引いた線とを結んだ線と宮崎県と鹿児島県の境界線が海岸線と交わる点から三百十五度に引いた線との間にある京都府及びこれらの県の沿岸海域

一 等 空 佐	五 十 八 年	三 等 空 尉	五 十 六 年	三 等 海 曹	五 十 五 年
二 等 海 佐	五 十 七 年	准 空 尉	五 十 六 年		
二 等 陸 佐		准 海 尉			
三 等 陸 佐		准 陸 尉			
三 等 海 佐	五 十 七 年	陸 曹 長	五 十 六 年		
三 等 空 佐		海 曹 長			
備考		空 曹 長			
備考 一 (略)					
二 医師、歯科医師又は薬剤師である自衛官、音楽の演奏に関する業務又は情報の総合的な分析若しくは画像情報及び地理情報若しくは通信情報の収集及び分析に関する業務に従事する者として指定された自衛官並びに警務官を命ぜられた自衛官のうち、一等陸佐以下、一等海佐以下又は一等空佐以下のものの定年は、年齢六十年とする。					
三 定年による退職の日に昇任した自衛官の定年は、その昇任前の階級について定められている年齢とする。					

○ 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（昭和三十三年政令第三百二十一号）（抄）

（法第一項の固定資産）

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
- 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しよう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
- 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物

2 (略)

3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和三十三年政令第二百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

○ 電気事業法施行令（昭和四十年政令第二百六号）（抄）

（電気工作物から除かれる工作物）

第一条 電気事業法（以下「法」という。）第二条第一項第十八号の政令で定める工作物は、次のとおりとする。

一 （略）

二 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第一項に規定する航空機に設置される工作物

三 前二号に掲げるもののほか、電圧三十ボルト未満の電氣的設備であつて、電圧三十ボルト以上の電氣的設備と電氣的に接続されていないもの

○ 国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）（抄）

（定義）

第二条 この政令において「住居」とは、同一の場所に継続的に起居した期間及び継続的に起居しようとする期間を通算した期間が三月以上にわたる者についてはその場所をいい、三月に満たない者についてはその者の現にある場所をいう。ただし、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める場所をその者の住居とみなす。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（第十二条の三第一項第二号において「学校等」という。）に在学している者で、通学のために寄宿舎、下宿その他これらに類する宿泊施設に宿泊しているもの その宿泊している施設

二 病院又は診療所（患者を入院させるための施設を有するものに限る。以下この号及び第十二条の三第一項第四号において同じ。）に引き続き三月以上入院している者 その病院又は診療所

三 船舶（自衛隊の使用する船舶を除く。第十二条の三第一項第五号において同じ。）に乗り組んでいる者で、陸上に生活の本拠を有するもの その生活の本拠

四 （略）

五 刑務所、少年刑務所又は拘置所に收容されている者のうち死刑の確定した者及び受刑者並びに少年院の在院者 その刑務所、少年刑務所、拘置所又は少年院

2 この政令において「世帯」とは、住居及び生計を共にする者の集まり又は独立して住居を維持する単身者をいう。

3 前項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者で、その世帯の家事又は営業のために使用されるものは、同項の世帯を構成する者とみなす。

4 第二項の世帯を構成しない者で次に掲げるものは、同項の世帯とみなす。

一 第二項の世帯と住居を共にし、独立して生計を営む単身者

- 二 ホテル、旅館、簡易宿泊所、下宿屋その他の営利を目的とする宿泊施設又は従業員のための宿舎に住居のある単身者
- 三 前二号に該当しない単身者で住居を共にするものの集まり
- 四 前三号に該当しない単身者

5 この政令において「世帯員」とは、世帯を構成する各人をいう。

6 この政令において「世帯主」とは、世帯（第四項第三号の規定による世帯を除く。）を主宰する世帯員をいう。

7 この政令において「世帯の代表者」とは、第四項第三号の規定による世帯を代表する世帯員をいう。

○ **武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十五号）（抄）**

（政令で定める自衛隊の部隊等の長）

第八条 第六十一条第三項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、当該市町村の区域を担当区域とする自衛隊地方協力本部の地方協力本部長とする。

2 第六十三条第一項の政令で定める自衛隊の部隊等の長は、次のとおりとする。

- 一 陸上総隊司令官
- 二 方面総監
- 三 師団長
- 四 旅団長
- 五 団長
- 六 連隊長
- 七 群長
- 八 自衛艦隊司令官
- 九 護衛艦隊司令官
- 十 航空集団司令官
- 十一 掃海隊群司令
- 十二 護衛隊群司令
- 十三 航空群司令
- 十四 地方総監
- 十五 基地隊の長

十六 航空隊の長（航空群司令部又は地方総監部の所在地に所在する航空隊の長を除く。）

十七 教育航空集団司令官

十八 教育航空群司令

十九 練習艦隊司令官

二十 海上自衛隊補給本部長

二十一 航空総隊司令官

二十二 航空支援集団司令官

二十三 航空教育集団司令官

二十四 航空方面隊司令官

二十五 航空自衛隊補給本部長

二十六 基地司令の職にある部隊等の長（航空総隊司令部、航空教育集団司令部、航空方面隊司令部又は航空自衛隊補給本部の所在する基地の基地司令の職にある部隊等の長を除く。）

二十七 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十二条第一項又は第二項の規定により編成される特別の部隊の長で防衛大臣が指定するもの